

新型コロナウイルスに係る支援策

「令和2年7月『広報あげお』新型コロナウイルス感染症に係る支援策特別号」でお知らせした、「上尾市の新型コロナウイルスに係る追加支援策(第3弾・令和2年6月定例会議決)」の詳しい内容と、『広報あげお』6・7月号に掲載した支援策のうち、申請期間内のものなどについてお知らせします。

●上尾市の新型コロナウイルスに係る追加支援策(第3弾)

【表1】申請や購入が必要な支援策

支援策	掲載ページ	支援策	掲載ページ
妊婦応援タクシー利用料金助成事業	4	「花」嫁×「花」婿×「花」農家応援事業	8
ひとり親世帯への臨時特別給付金		あげおグルメ応援お食事券の発行	
認可外保育施設等保育料補助金			

【表2】その他の支援策

	支援策	内容
申請不要	水道基本料金の免除	水道の基本料金を4カ月分免除
	就学援助認定者支援臨時支給金	就学援助認定期間の初日が令和2年4月1日の就学援助認定児童・生徒1人当たり3万円を支給 ※「上尾市ひとり親家庭等子育て支援臨時給付金」の受給者を除きます。
対象者(事業所)に申請書を送付	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブの登所自粛要請に基づく保護者への保育料の返還相当額をNPO法人あげお学童クラブの会に補助
	民間教育・保育施設運営費給付事業	民間保育所の登園自粛要請に基づく保護者への保育料の返金
	市立保育所管理運営事業	公立保育所の登園自粛要請に基づく保護者への保育料などの返金
	介護サービス事業所等感染症対策支援事業	介護サービス事業所などに一律50,000円を支給
	障害福祉サービス事業所等感染症対策支援事業	障害福祉サービス事業所などに一律50,000円を支給
	就労継続支援B型事業所工賃維持支援事業	各就労継続支援B型事業所が利用者の工賃維持のために持ち出した自主財源の額に応じて、当該事業所を支援(3カ月相当)
	民間路線バス感染症対策支援事業	市内を運行する路線バス運行会社が行う感染防止策に対して奨励金を支給
	指定避難所への感染拡大防止物資の配備	災害発生時の指定避難所における感染拡大を防止するため、パーテーション、テント、非接触型体温計などを購入・配備
環境整備など	小・中学校コンピュータ整備事業	小・中学校児童・生徒にパソコンなどを1人1台整備
	学級支援員派遣事業	休校に伴う学習の遅れを取り戻すため、児童生徒の学びをサポートし、学校教育活動を支援するアップスマイルサポーターを33人増員
	自立相談支援員等の増員	生活困窮者の支援強化のため、自立相談支援員などを増員
	未就園児等全戸訪問事業	未就園児(保育所や幼稚園に通っていない子ども)世帯の育児不安を軽減するために家庭訪問を実施
	学校再開に伴う感染防止物資の購入	各校で使用する消毒液、マスク、非接触型体温計、第2保健室用エアコンなどを購入
	新型コロナウイルス対策事業	医療機関などからの配布要請があった場合に備え不織布マスクを購入
	救急活動用感染防止資機材の配備	救急車などに配備するオゾン除染システムを購入
	子ども食堂応援事業	子ども食堂運営者に食材や消毒液などを提供
	その他感染拡大防止物資の購入	庁内各所で使用する消毒液、マスク、パーテーションなどを購入

個人向け

個 給付 特別定額給付金の申請は9月8日(火)までに

福祉総務課 ☎775-5118・FAX775-9846

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る特別定額給付金の申請の受付締め切り日が近づいています。 個 給付対象者1人につき10万円 宛 令和2年4月27日現在、上尾市に住民登録がある人 ※受給権者は、その人の属する世帯の世帯主です。 印 申請書(世帯

主に郵送済み)に必要な事項を記入し、必要書類を添付して、9月8日まで(当日消印有効)に返信用封筒で福祉総務課へ ※申請書が届いていない人は、コールセンター(☎772-9525)に問い合わせてください。 ※特別定額給付金をかたる詐欺にご注意ください。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
印 申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問 問い合わせ



個…個人向け 事…事業主向け **新規**…令和2年6月定例会で議決された新たな事業など

個人向け…p4~6

個人と事業主向け…p6

事業主向け…p7

①個人向け

個 給付 **妊婦応援タクシー利用料金助成事業** **新規** 健康増進課 ☎774-1414・☎774-8188

妊婦が健診や通院などでタクシーを利用する際に利用できるタクシー券を支給します。 ④次の①②のいずれかに該当する妊婦①8月1日(土)時点で上尾市に住民登録がある②8月1日～12月28日(月)に母子健康手帳の交付を受けたまたは転入した

を20枚) 【配布方法】7月31日以前に母子健康手帳の交付を受けている妊婦/郵送(簡易書留) 8月1日以降に妊娠届出を行う妊婦/子ども支援課、東保健センターで母子健康手帳交付時に直接 他市区町村で母子健康手帳の交付を受けて8月1日以降に転入した妊婦/子ども支援課、東保健センターで直接

【配布期間】8月1日～12月28日 【使用期間】8月1日～令和3年3月31日(水) 【給付内容】10,000円分のタクシー利用券(500円券

個 給付 **ひとり親世帯への臨時特別給付金** **新規** 子ども支援課 ☎775-6819・☎774-5342

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します。 ④①～③のいずれかに該当する人①令和2年6月分の児童扶養手当受給者(公的年金などの受給により支給が全額停止されている場合を含む)②公的年金などの受給により児童扶養手当の認定請求をしていないが、令和2年5月末時点でひとり親家庭に該当していた③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっているひとり親家庭 【支給額】基本

給付/1世帯5万円(第2子以降1人につき3万円加算) 追加給付(基本給付に加算)/1世帯5万円(支給対象者の①②に該当する人で、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人だけ) 【支給日】8月中旬以降 ④①に該当する人には7月末までに案内通知を送付します。②③の人は、状況により申請方法が異なりますので、子ども支援課に問い合わせてください。

個 給付 **認可外保育施設等保育料補助金** **新規** 保育課 ☎775-5121・☎774-5342

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う登園自粛要請にご協力いただいた利用者に、保育料の日割り減免相当額を補助します。 ④上尾市に住民登録があり、保育を必要とする0～2歳の児童 【対象施設】登園自粛要請をしており、指導監督基準を満たしている認可外保育施設と上尾市が契約してい

る家庭保育室 ※企業主導型保育施設、居宅訪問型保育事業を除きます。 【対象月】令和2年4・5月 【申請期間】8月～令和3年3月 ④申請方法など詳しくは、市ホームページでお知らせします。

個 給付 **PCR検査センター設置等支援・PCR検査受診者自己負担分の助成** 健康増進課 ☎774-1414・774-1411 ☎774-8188・776-7355

5月19日に上尾市医師会が市内にPCR検査センターを設置しました。これにより、保健所を経由することなく、医師が必要と判断した場合には、PCR検査を行うことができます。市は設置に必要な医療資機材などの支援を行います。

5月19日以降にPCR検査を受けた人は、その際発生する初診・再診料などにかかる自己負担相当額(約1,800円)を市が負担します。 ※上尾市医師会PCRセンター以外で受けた人は、申請が必要です。

個 給付 **新型コロナウイルスに感染した被保険者に傷病手当金を支給** 保険年金課 (国保給付) ☎782-6481・☎775-9827 (高齢者医療) ☎775-5125・☎775-9827

上尾市国民健康保険または埼玉県後期高齢者医療制度の加入者で、給与の支払いを受けている被保険者が、「新型コロナウイルスに感染した」「発熱などの症状があり感染が疑われる」などの理由により休業して無給または一部が減額になった場合、次のとおり傷病手当金の支給を受けられることがあります。詳しくは、保険年金課に問い合わせてください。 【適用期間】令和2年1月1日～9月30日(水) 【支給期間】労務に服するこ

とができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができなかった日数 【支給額】直近3カ月の給与収入の合計額÷就労日数×2/3×支給対象となる日数 【申請期限】支給対象となる日の翌日から2年以内 ④申請書(保険年金課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を記入して、直接または郵送で保険年金課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※事業主や医療機関が記入する書類があります。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、体調がすぐれない場合は窓口での申請はご遠慮ください。

個 猶予 **国民年金学生納付特例** 保険年金課 ☎775-5137・☎775-9827／大宮年金事務所 ☎652-3399
ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

20歳以上の大学生や専修学校生など(以下、学生)について、申請に基づき、学生期間中の国民年金保険料の納付を猶予できる制度です。通常、本人の前年所得などが一定の金額を超える場合は本制度の対象外ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で所得が減少した場合、臨時特例措置として対象となる場合があります。☑次の①②の全てに該当し、失業や事業の休廃止などに準ずる者と認められる人①令和2年2月以降に、感染症の影響で業務が失われたなど収入が減少②当年

中の所得見込額が一定額以下 【対象期間】令和2年2月分以降の保険料 ※年度ごとに申請が必要です。☑マイナンバーカード(またはマイナンバーの分かる物と自動車運転免許証など本人確認ができる物)、学生証、年金手帳、印鑑(認め印可)、所得見込額の内容を明らかにできる書類 ※詳しくは、保険年金課または大宮年金事務所に相談してください。☑直接または郵送で、保険年金課(〒362-8501本町3-1-1)または大宮年金事務所(〒331-9577さいたま市北区宮原町4-19-9)へ

個 減免 **国民健康保険税・後期高齢者医療保険料**

☑新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の世帯主(主たる生計維持者)が次の①②のいずれかに該当する世帯①新型コロナウイルス感染症により死亡、または重篤な傷病(ICUに入院した、またはECMO・人工呼吸器を使用した)を負った②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少が見込まれる世帯で、次の(1)~(3)の全てに該当する(1)事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のうち、いずれかの収入額が、前年に比べて10分の3以上減少する見込み(2)前年の所得の合計額が1,000万円以下(3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下 ※解雇や雇止めなどにより、非自発的失業者に係る軽減制度の対象となる場合には、今回の減免と併用して適用できない場合があります。【減免対象】令和2年度と平成31年度(令和2年2月1日以降に納期限が到来する分、国保の場合は2・3月に相当する分のいずれか)分 ※②に該当する場合の減免額は、**減免対象保険税・料額**(A×B÷C)に**減免割合**をかけた金額です(右図参照)。【減免割合】右表のとおり ※**主たる生計維持者の前年合計所得金額**に応じて決まります。【添付書類】①医師による死亡診断書、または診断書等の写し②収入減少額の根拠になる収入の分かる物(給与明細書、預金通帳、帳簿など)の写し、廃業等届出書や離職証明書など(新型コロナウイルス感染症の影響で事業の廃業や失業をした場合)、確定申告書類の控えの写し(期間内に申告できなかった人) ☑**減免申請書**、**減免に係る申告書**(国保だけ)、**収入状況報告書**(後期だけ)に必要な事項を記入し、添付書類を用意して郵送で保険年金

保険年金課 (国保資格・課税) ☎782-6471・☎775-9827
(高齢者医療) ☎775-5125・☎775-9827

課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※減免の対象となる世帯は、7月中旬に郵送の**国民健康保険税納税通知書・後期高齢者医療保険料額納入通知書**が届いてから、保険年金課に減免申請に係る書類を請求してください(市ホームページからダウンロードも可)。※申請は、令和元年分の確定申告が済んでいる必要があるため、申告を行ってください。※不明な場合は、保険年金課に相談し、納期限までに申請してください。

【図】

- A : 世帯の被保険者全員について算定した保険税・料額
- B : 主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額
- C : 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

【表】

主たる生計維持者の前年合計所得金額	減免割合
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

※主たる生計維持者の事業などの廃止や失業の場合の減免割合は、前年の合計所得金額にかかわらず、減免対象保険税・料額の全部となります。

個 減免 **国民年金保険料**

保険年金課 ☎775-5137・☎775-9827／大宮年金事務所 ☎652-3399
ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

新型コロナウイルス感染症の影響で所得が減少した人は、申請により保険料の納付が免除・猶予となる場合があります。☑次の①②の全てに該当し、失業や事業の休廃止などに準ずる者と認められる人①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少②令和2年中の所得見込額が一定額以下 【対象期間】令和2年2月~令和3年6月分 ☑マイナ

ナンバーカード(またはマイナンバーの分かる物と自動車運転免許証など本人確認ができる物)、年金手帳、印鑑(認め印可)、所得見込額の内容を明らかにできる物 ※詳しくは、保険年金課または大宮年金事務所に相談してください。☑直接または郵送で、保険年金課(〒362-8501本町3-1-1)または大宮年金事務所(〒331-9577さいたま市北区宮原町4-19-9)へ



個…個人向け 事…事業主向け

個 減免 介護保険料

高齢介護課 ☎775-5127・☎776-8872

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したことなどにより介護保険料の納付が困難な場合は、減免を受けることができます。 ☎65歳以上の被保険者で次の①②のいずれかに該当する人①世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った②新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の事業収入等(不動産収入、山林収入、給与収入など)の減少が見込まれ、かつ次の(1)(2)の全てに該当する(1)事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき

金額を控除した額)が前年の10分の3以上(2)減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下 【減免対象】令和2年2月1日～令和3年3月31日(水)に納期限が到来するもの 【減免内容】①は免除②は計算により減額または免除 【必要書類】介護保険料減免申請書、収入状況等申告書(いずれも高齢介護課にある。市ホームページからダウンロードも可) ※詳しくは高齢介護課に問い合わせてください。

②個人と事業主向け

個 事 給付 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 **新規**

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276 (平日8:30～20:00 〈土(日)祝は17:15まで〉)

☎事業主から休業の指示を受けた労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった人に支援金を支給 【支援金】休業前賃金の8割(日額上限11,000円) ☎次の①②の全てに該当する労働者①令和2年4月1日～9月30日(水)に、事業主の指示により休業した②休業に対する賃金(休業手当)を受け取ることができない ☎申請書と支給要件確認

書(厚生労働省ホームページ<☎<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>>にある)に必要な事項を記入し、必要書類を添付して、郵送で厚生労働省(〒600-8799日本郵便(株)京都中央郵便局留置)へ ※後日、電子申請ページを開発予定です。詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

個 事 猶予 税の徴収猶予の特例

納税課 ☎775-5194・☎775-9846

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少があった人は、申請することで1年間の市税の徴収を猶予できる場合があります。担保の提供は不要で延滞金もかかりません。猶予期間中に、状況に応じて分割納付などを行うことも可能です。 ☎次の①②の全てに該当する納税者または特別徴収義務者①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に1カ月以上の期間、前年に比べて収入が20%以上減少②一時に納付・納入することが困難 【対象とな

る市税】令和2年2月1日～令和3年1月31日(日)が納期限の個人住民税、法人市民税、固定資産税、国民健康保険税など ☎申請書(納税課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を記入し、収入や現預金の状況が分かる書類、印鑑(認め印可)などを用意して、納期限までに直接または郵送で納税課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※eLTAXでの申請も可能です。

個 事 猶予 水道料金・下水道使用料

業務課 ☎775-5161・☎775-9041

収入が減少しているなどの理由により、一時的に上下水道料金の支払いが困難な場合は、支払いを猶予します。

☎次の①②のいずれかに該当する人または事業者①生活福祉

資金貸付制度(緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付)の対象者②新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に支払いが困難 ☎電話で業務課へ

個 事 減免 水道基本料金の免除 **新規**

業務課 ☎775-5161・☎775-9041

新型コロナウイルス感染症対策として、水道料金の基本料金を免除します。 ☎上尾市と水道使用契約がある人または

事業者 【免除額】水道料金の基本料金の全額 【免除期間】令和2年8～11月請求(検針)分 ※申請は不要です。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、体調がすぐれない場合は窓口での申請をご遠慮ください。

③事業主向け

【事給付】 家賃支援給付金 **新規**

家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930 (8時30分～19時)

☑売上が減少している事業者の事業継続を支援するため、事業用の土地・建物の地代・家賃の負担を軽減する給付金を支給 **【給付金】**中小法人など／最大600万円、個人事業者／最大300万円 **☑**テナント事業者のうち、令和2年5～12月の売上が1カ月で前年同月比50%以上減少している、または連続する3カ月の売上が前年同月比で30%以上減少している中

小・小規模事業者(個人事業者を含む) **☑**家賃支援給付金ポータルサイト(☎<https://yachin-shien.go.jp/>)から電子申請で ※電子申請が困難な人向けの「申請サポート会場」は後日、開設予定です。※詳しくは、家賃支援給付金ポータルサイトをご覧ください。

【事給付】 商店街等応援支援金 (商店街等活力再生推進事業支援金)

上尾商工会議所 ☎773-3111・☎775-9090 (土/日/祝を除く9～17時)

☑感染予防用品の購入、感染症対策の情報発信、消費喚起のキャンペーンなどの経費の一部を支給 **☑**市内の商店街(会)、連合会、任意の商業者グループなど **【支給額】**①衛生管理購入事業／1団体につき最大店舗数×2万円(上限50万円)②PR・情報発信事業／1団体につき最大店舗数×1万円(上限10

万円)③消費喚起キャンペーン事業／1団体につき最大店舗数×4万円(上限100万円) ※1事業、1団体、1店舗、1回だけです。 **☑**申請書(市役所1階、上尾商工会議所にある)と必要書類を用意して直接、令和3年3月31日(水)までに上尾商工会議所へ

【事貸付】 農林漁業セーフティネット資金

日本政策金融公庫 さいたま支店 ☎645-5421

【償還期間・据置期間】15年以内(うち据置期間3年以内) ※無利子・無担保です。 **【貸付限度額】**1,200万円以内(ただし、簿記記帳をしている人に限り、年間経費などの12分の12以内) **☑**主業農林漁業者で、新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しく支障を来しているまたは来す恐れのある人 ※主業農林漁業者とは、農林漁業に係る所得が総所得の過半を

占めているまたは農林漁業に係る粗収益が200万円以上の個人、農林漁業に係る売上高が総売上高の過半を占めているまたは農林漁業に係る売上高が1,000万円以上の法人 ※詳しくは、日本政策金融公庫ホームページ(☎ https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_nourin-safetynet.html)をご覧ください。

【事相談】 ワンストップ相談窓口 **リニューアル**

商工課 ☎777-4441・☎775-5024

事業者が抱えるさまざまな「悩み・課題・対策」に、各種専門家が何度でも無料で個別相談に応じます。

☎・☑下表のとおり ☑プラザ22 ☑相談日の前日までに電話で(平日だけ)商工課へ

専門家	とき	内容	
中小企業診断士	① 8/5～26の毎週(水)	9:30～16:30 (1回60分)	国・県の補助金申請支援、資金繰り、制度融資などの経営全般に関する相談
	② 8/6(木)		経営が苦しい、事業の立て直し、事業承継
PRプランナー	8/13(木)	チラシ作成、商品改良、パッケージ・製品デザイン	
ウェブ解析士	8/20(木)・27(木)	ホームページ制作、スマートフォン・パソコンを活用した販路拡大	
社会保険労務士	毎週(火/金)	9:00～16:00 (1回50分)	雇用調整助成金、休業支援金・給付金に関する相談 ※この会場で申請手続きはできません。
商工会議所 経営指導員	毎週(月)～(金) (祝を除く)	9:00～16:00 (1回25分)	持続化給付金、家賃支援給付金、資金繰り、制度融資などの経営全般に関する相談 ※この会場で申請手続きはできません。

※いずれも12:00～13:00は除きます。

☎とき ☑ところ ☑内容 ☑対象 ☑費用・金額 ※記載のないものは「無料」 ☑定員 ☑持ち物
☑申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 ☑お問い合わせ



新規 「花」嫁×「花」婿×「花」農家応援事業

農政課
☎775-7384・☎775-9872

購入消費が減少している市内花き生産者の支援策として、婚姻届出者に花き生産直売所で使えるクーポン券(2,000円分)を贈呈します。☎令和2年4月1日～令和3年2月28日(日)に①②のいずれかの人①市内に在住で婚姻をした②上尾市に婚姻届を提出した ☎7月20日以降に上尾市に婚姻届を提出した人／婚姻届を提出時に市民課で贈呈 7月19日以前か上尾市役所休日夜間窓口または上尾市以外に婚姻届を提出した人／申請書(農政課にある)に必要事項を記入し、本人確認ができる物(自動車運転免許証や保険証)を用意して直接、農政課へ



【参加農家】

地区	農家名
上尾	日の出洋ラン園 (有)ワカバグリーン
大石	(有)第一植物園 大木園芸
上平	北川ぼら園
大谷	田中花園

新規 あげおグルメ応援お食事券の発行



市観光協会 ☎775-5917・☎775-5024

令和2年7月『広報あげお』新型コロナウイルス感染症に係る支援特別号で、追加販売をお知らせした飲食店応援企画「コロナに負けるな!あげおグルメ応援お食事券」(20,000枚)を7月17日から販売しています(無くなり次第終了です)。

新型コロナウイルス感染症対策やテイクアウト・デリバリーなどを実施している店舗で使用でき、右記のステッカーが目印です。有効期限は、令和3年1月11日(祝)までです。おいしく楽しくお得に飲食店を応援しましょう。 ※詳しくは、市観光協会ホームページをご覧ください。



市観光協会
ホームページ



有効期限 令和3年1月11日(月・祝日まで)
主催 上尾市観光協会
参加店のステッカー

新規 指定避難所へ感染拡大防止物資を配備

危機管理防災課
☎775-5140・☎775-9927

災害発生時の指定避難所における感染拡大を防止するため、パーテーション、テント、段ボールベッド、エアーマット、消毒液、非接触型体温計などを購入・配備します。

市では、必要な物資の備蓄に努めていますが、数に限りがあります。避難所へ避難する際は可能な限り、マスク、体温計、消毒液など感染症予防に必要な物に加えて、食料、水、毛布などの用意もご協力をお願いします。



新型コロナウイルス感染症 県民サポートセンター

「健康に不安」「感染の疑いがある」など、新型コロナウイルス感染症に関することを相談してください。



【受付時間】毎日24時間

TEL 0570-783-770

新型コロナウイルス総合窓口

新型コロナウイルスに関して、どこに相談したらよいか分からない時は、相談してください。



【受付時間】(月)～(土)8時30分～17時(祝を除く)
☎市役所6階(新型コロナウイルス対策室)

TEL 775-2294